

所 管 事 項 調 査 ②

指定管理者制度の更新の方針について

【目次】

ページ

- | | | |
|---|-----------------|-------|
| 1 | 指定管理者制度導入施設一覧 | 2 |
| 2 | 公募予定施設（長崎市北公民館） | 3～9 |
| 3 | 公募予定施設（長崎市科学館） | 10～17 |

教育委員会

令和6年6月

1 指定管理者制度導入施設一覧

選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
公募	長崎市北公民館	長崎市公民館条例	(有)ステージサービス	令和2年4月1日 ～ <u>令和7年3月31日</u>	生涯学習企画課
	長崎市恐竜博物館 (ベネックス恐竜博物館)、 長崎市野母崎文化センター	長崎のもぎき恐竜 パーク条例	大成NOMONグループ	令和3年7月1日 ～令和9年3月31日	生涯学習施設課 生涯学習企画課
	長崎市科学館	長崎市科学館条例	長崎ダイヤモンドスタッフ(株)	令和2年4月1日 ～ <u>令和7年3月31日</u>	生涯学習施設課
	日吉自然の家	日吉自然の家条例	長崎ダイヤモンドスタッフ(株)	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	生涯学習施設課
	長崎市民会館	長崎市民会館条例	(株)NBCソシア	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	生涯学習施設課
	長崎市立図書館	長崎市図書館条例	TRC・鹿島建物共同事業体	令和5年1月1日 ～令和10年3月31日	生涯学習施設課

2 公募予定施設（長崎市北公民館）

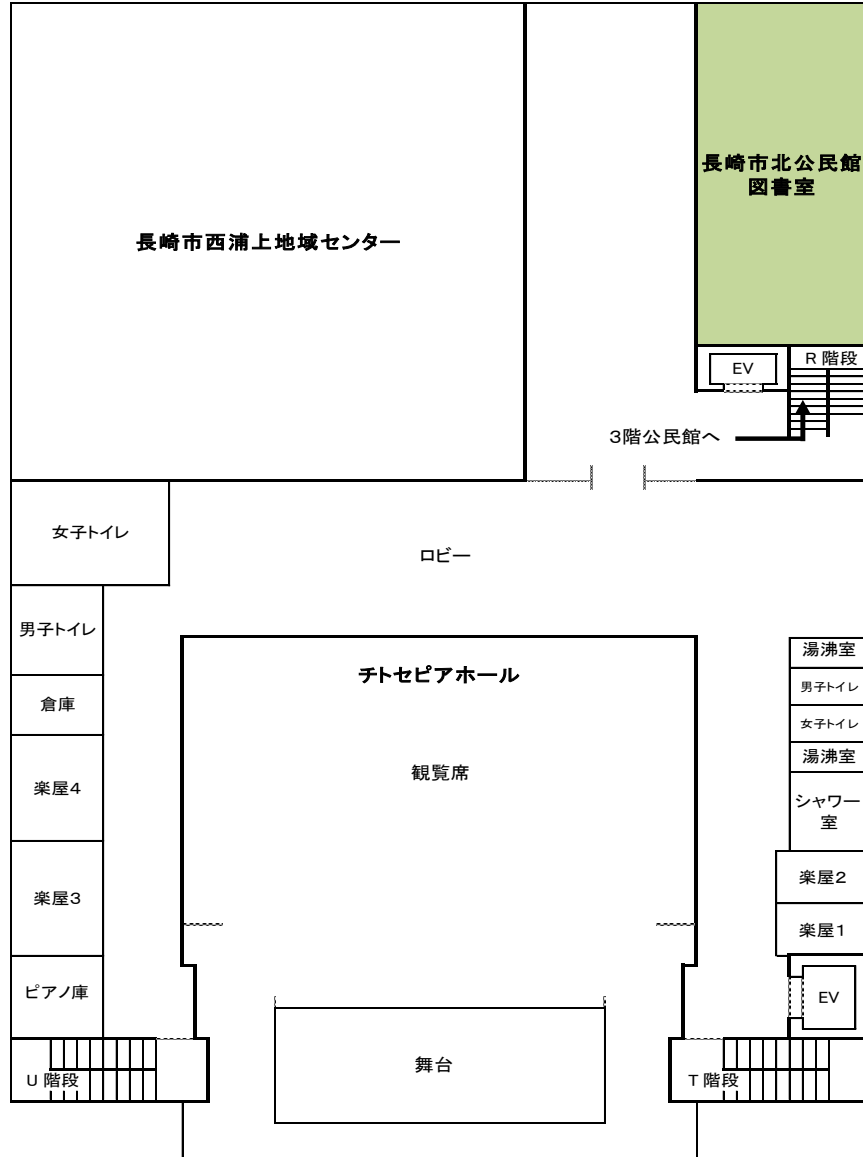
(1) 施設の概要

- ア 名 称 長崎市北公民館
イ 設置年月日 平成3年10月28日
ウ 所在地 長崎市千歳町5番1号
エ 位置 図

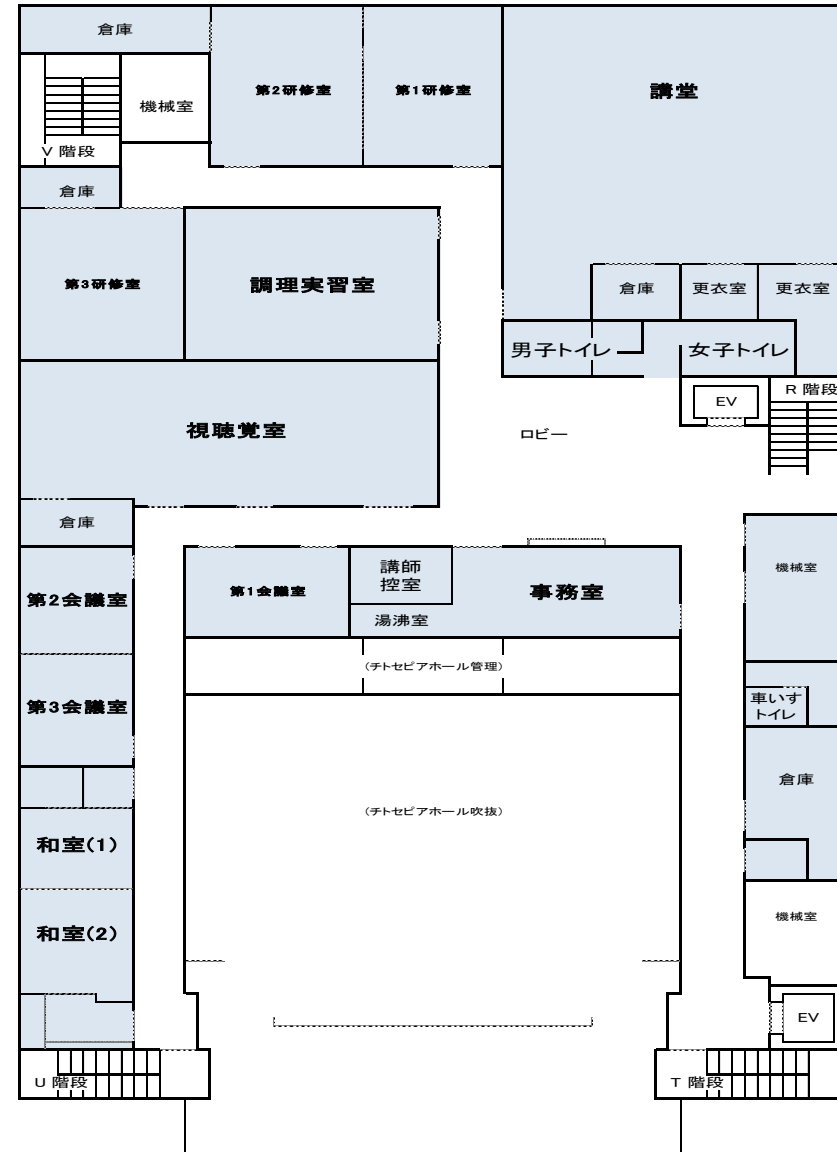


オ 平面図 (配置図)

【2階】



【3階】



カ 設置目的

社会教育法第24条の規定に基づき公民館を設置及び管理する。(長崎市公民館条例)

市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。(社会教育法第24条)

市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。(社会教育法第20条)

キ 主な施設内容

構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
延床面積	1,667.12㎡	
施設内容	2階	図書室
	3階	研修室(3)・会議室(3)・視聴覚室(1)・講堂(1)・調理実習室(1)・和室(2)計11室

ク 開館時間 午前9時から午後9時

ケ 休館日 12月29日から翌年1月3日

コ 利用料金（北公民館利用に係る基準額）

利用時間 種別		午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
			円		円		円	円	円	円
研修 室	1	3時間未満の 場合	1時間につき 230	4時間未満の 場合	1時間につき 235	3時間未満の場 合	1時間につき 314	1,633	1,884	2,575
		3時間の場 合	691	4時間の場 合	942	3時間の場 合	942			
	2	3時間未満の 場合	1時間につき 230	4時間未満の 場合	1時間につき 235	3時間未満の場 合	1時間につき 314	1,633	1,884	2,575
		3時間の場 合	691	4時間の場 合	942	3時間の場 合	942			
	3	3時間未満の 場合	1時間につき 230	4時間未満の 場合	1時間につき 235	3時間未満の場 合	1時間につき 314	1,633	1,884	2,575
		3時間の場 合	691	4時間の場 合	942	3時間の場 合	942			
会議 室	1	3時間未満の 場合	1時間につき 157	4時間未満の 場合	1時間につき 146	3時間未満の場 合	1時間につき 195	1,057	1,172	1,643
		3時間の場 合	471	4時間の場 合	586	3時間の場 合	586			
	2	3時間未満の 場合	1時間につき 157	4時間未満の 場合	1時間につき 146	3時間未満の場 合	1時間につき 195	1,057	1,172	1,643
		3時間の場 合	471	4時間の場 合	586	3時間の場 合	586			
	3	3時間未満の 場合	1時間につき 157	4時間未満の 場合	1時間につき 146	3時間未満の場 合	1時間につき 195	1,057	1,172	1,643
		3時間の場 合	471	4時間の場 合	586	3時間の場 合	586			

講堂	3時間未満の 場合	1時間につき 698	4時間未満の 場合	1時間につき 699	3時間未満の場 合	1時間につき 932	4,892	5,594	7,689	
	3時間の場 合	2,095	4時間の場 合	2,797	3時間の場 合	2,797				
視聴覚室	3時間未満の 場合	1時間につき 715	4時間未満の 場合	1時間につき 717	3時間未満の場 合	1時間につき 956	5,017	5,740	7,887	
	3時間の場 合	2,147	4時間の場 合	2,870	3時間の場 合	2,870				
和室	1	3時間未満の 場合	1時間につき 195	4時間未満の 場合	1時間につき 178	3時間未満の場 合	1時間につき 237	1,298	1,424	2,010
		3時間の場 合	586	4時間の場 合	712	3時間の場 合	712			
	2	3時間未満の 場合	1時間につき 195	4時間未満の 場合	1時間につき 178	3時間未満の場 合	1時間につき 237			
		3時間の場 合	586	4時間の場 合	712	3時間の場 合	712			
調理実習室	3時間未満の 場合	1時間につき 335	4時間未満の 場合	1時間につき 335	3時間未満の場 合	1時間につき 446	2,345	2,680	3,685	
	3時間の場 合	1,005	4時間の場 合	1,340	3時間の場 合	1,340				

備考

- 1 ガスを利用する場合は、その実費に相当する額とする。
- 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。
- 4 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

(2) 現在の指定管理者及び指定期間

ア 有限会社 ステージサービス

イ 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

(3) 指定管理者制度導入による効果の検証

ア 利用者数の推移

(人)

年度	導入前 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	154,154	110,377	113,992	146,345	156,471

イ 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く

(千円)

年度	導入前 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金額	39,725	31,541	34,037	34,037	31,363

ウ 利用料金収入

(千円)

年度	導入前 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金額	3,074	2,414	2,447	3,840	3,952

エ 主なサービス向上策

(ア) コロナ禍において対面講座が困難であるなか、YouTubeチャンネルを開設し、魅力ある公民館講座を発信した。

(イ) 公民館たよりをより親しみやすいデザインへとリニューアルした。

オ 評価

広報ツールを工夫し、近隣の小学校に二次元コード付きのチラシを配るなどして子育て世代が親子で参加できる講座を開設したり、今まで講師をしたことのない地域の人材を活用するなど、地域に根ざした取組みは評価できる。

また、チトセピアホールと一括運用を行うなかで、ホールが継続して開催しているコンサートと連携した音楽講座を開催し、魅力的な講座の創出となった。

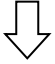
(4) 次期指定管理者の選定方針について（予定）

ア 次期指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

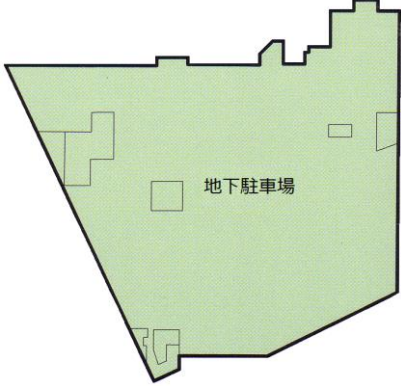
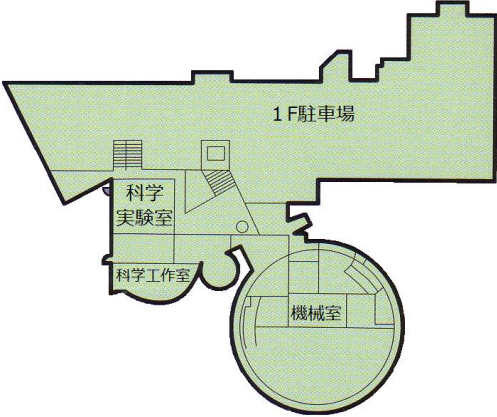
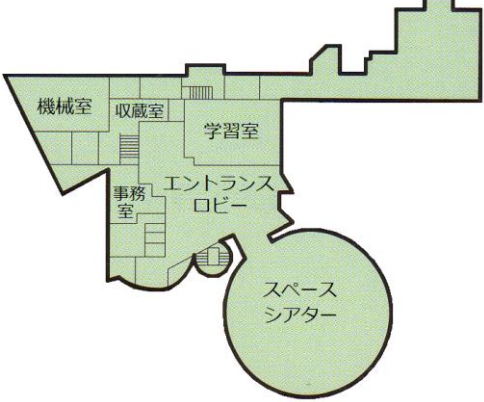
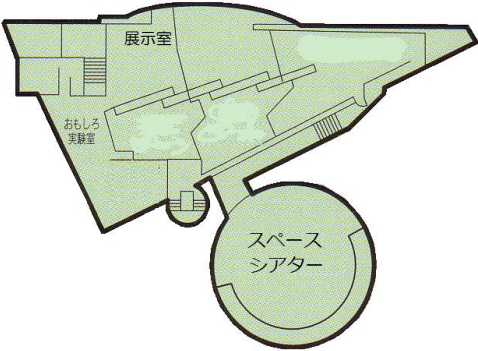
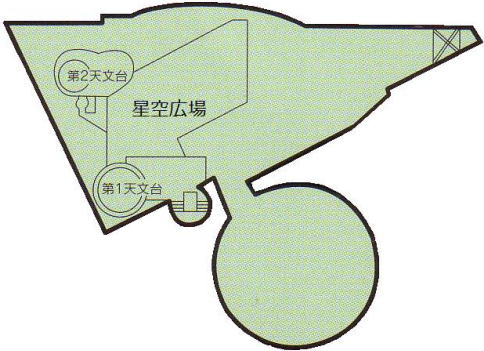
イ 選定方法 公募

ウ 利用料金制 適用

(5) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内容
令和6年6月 令和6年7月 令和6年8月	6月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和6年9月		<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">指定管理者公募</div>  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・公募締切
令和6年11月	11月議会	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">審査（指定管理者候補者選定審査会）</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・審査及び候補団体の決定 <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・指定議案審査 <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・補正予算議案審査

オ 平面図

<p>地下1階（駐車場）</p>	<p>1階（駐車場、科学実験室、科学工作室）</p>	<p>2階（エントランス、学習室、スペースシアター他）</p>
		
<p>3階（展示室他）</p>	<p>4階（天文台、星空広場）</p>	
		

カ 設置目的 本市は、科学に関する知識の普及及び啓発並びに科学教育の振興を図り、もって市民の文化の向上に資するため、科学館を設ける。

キ 施設の規模 敷地面積 7,834.54㎡ 延床面積 13,299.26㎡

ク 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地下1階地上4階建

ケ 施設の内容

階数	内容
地下1階	駐車場（165台 県総合体育館と共用）
1階	駐車場（57台 科学館専用）、科学実験室、科学工作室
2階	エントランスロビー、事務室、収蔵室、ショップスペース、休息室、スペースシアター（座席数234席）
3階	展示室
4階	第1天文台、第2天文台、星空広場

コ 開館時間及び休館日

(ア) 開館時間の承認の基準

午前9時30分から午後5時までを含む7時間30分以上

(イ) 休館日の承認の基準

a 休館日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）以外の日

b 年始及び年末の休館日は、1月1日及び12月31日

サ 利用料金

条例等に定める額を基準として指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。（長崎市科学館条例第9条）※教育事務に関する権限委任規則第1条第4号により、公の施設の利用料金の承認は教育長に委任。

シ 展示室・特別展示・スペースシアター（基準額・令和7年4月1日から）

区 分		観覧料(1人1回につき)		年間観覧料
		個人	団体(15人以上)	(1人1年間につき)
常設展示	一般	410円	320円	
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	200円	160円	
特別展示		2,090円以内で教育委員会 が定める額		
スペースシアター	一般	520円	410円	
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	260円	200円	
常設展示及び スペースシアター	一般			2,320円
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児			1,150円

(備考) 1 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童及び中学校の生徒を除く。)をいう。

2 「幼児」とは、就学前の者(3歳未満の者を除く。)をいう。

ス 学習室（基準額）

種 別		利用料(1時間につき)
学習室	160平方メートル以上	1,571円
	90平方メートル以上160平方メートル未満	1,047円
	90平方メートル未満	523円

(備考) 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の利用料は、この表に掲げる利用料の倍額とする。

セ 学習室附属設備の利用料（基準額）

区 分		単 位	利用料 (1時間につき)
音響器具	ワイヤレスアンプ(マイクを含む。)	1チャンネル	282円
	マイク(スタンドを含む。)	1本	41円
映写器具	ビデオプロジェクター	1台	366円
	映写幕	1枚	429円
コンセント		1口	52円
冷暖房設備	160平方メートル以上		817円
	90平方メートル以上160平方メートル未満		544円
	90平方メートル未満		272円
備考			
1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。			
2 コンセントを使用する場合の使用量は、1キロワットにつき1口として計算する。この場合において、その使用量に1キロワット未満の端数があるときは、その端数の使用量は1口として計算する。			

(2) 現在の指定管理者及び指定期間

ア 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社

イ 平成2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

(3) 指定管理者制度導入による効果の検証

ア 利用者数の推移

年 度	導入前 (平成21年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	89,062人	66,717人	94,205人	112,063人	124,566人
特別展観覧者数	—	—	661人	11,344人	15,578人
合 計	89,062人	66,717人	94,866人	123,407人	140,144人

イ 指定管理委託料

年 度	導入前 (平成21年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金 額	164,079千円	139,000千円	139,000千円	139,000千円	139,000千円

※修繕に係る委託料を除く。

※導入前は、指定管理業務に対応する経費から、施設の利用に係る使用料の額を控除した額。

ウ 利用料金収入

年 度	導入前 (平成21年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金 額	9,269千円	5,854千円	9,723千円	12,262千円	14,177千円

エ 主なサービス向上策

- (ア) ホームページにおいて、コロナ禍のため休校で家庭にいる子どもへ向けて実験・工作特集を掲載するとともに、長崎市内の学童に、簡単な工作や実験が出来るようレシピを書いた資料を配布し、科学の面白さや楽しさを紹介し、自然科学に対する興味・関心を高める取組みを行い、利用者拡大を図った。
- (イ) 講座の申し込みを往復ハガキだけでなく、ホームページやメールなどSNSでの受付も可能とした。
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症対策の第三者認証制度である「team NAGASAKI SAFETY」の認証を受け、徹底した感染症対策を行い、安全な施設の運営を図り、利用者へ安心感を与えた。

- (エ) 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和3年度夏の特別展「鏡の魔法展」から手作りのイベントである企画展「貝がら展」へ変更したり、臨時休館となった期間に開催予定であった事業について日程を変更し開催したりするなど、感染症の拡大状況に応じて、臨機応変に内容や日程を変更し、利用者拡大を図った。
- (オ) 令和5年度冬の企画展「長崎の未来を考えよう！」では、地元企業、長崎大学などと連携し、海洋ごみを通してSDGsの意味と概要を紹介し、また、長崎県、市の取り組みを展示により紹介するなど、時代に即した企画展を提供した。

オ 評価

平成22年度から3期にわたり指定管理者制度を導入し、民間の能力やノウハウを幅広く活用することにより、科学に関する知識の普及及び啓発並びに科学教育の振興を図る科学館の設置目的を効果的かつ効率的に発揮した運営を行えたと考える。

令和2年度からの指定管理期間中は、年間の目標利用者数17万人は新型コロナウイルス感染症の影響で達成できなかったが、民間ならではの発想・行動力により、コロナ禍においても事業を柔軟に展開し、ホームページにおいて、外出を控え家庭にいる子どもへ向けて実験・工作特集を掲載するなど工夫した事業を行うとともに新型コロナウイルス感染症対策の第三者認証制度である「team NAGASAKI SAFETY」の認証を受け、安全な施設運営を徹底している。

また、企画展の開催にあたり、地元企業と連携することで今までにない新たな企画展を開催するなど民間の能力やノウハウを存分に発揮し市民サービスの向上に貢献している。

(4) 次期指定管理者の選定方針について

- ア 次期指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間
- イ 選定方法 公募
- ウ 利用料金制 適用

(5) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和6年6月 令和6年7月 令和6年8月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査） 指定管理者公募 ↓
令和6年9月		・公募締切 審査（指定管理者候補者選定審査会）
令和6年11月	11月議会	・審査及び候補団体の決定 指定管理者の指定 ・指定議案審査 債務負担行為の設定 ・補正予算議案審査